



**PRESS RELEASE**

厚生労働省福島労働局 発表  
平成 29 年 3 月 6 日

担  
当

福島労働局労働基準部監督課  
監督課長 高橋 仁  
主任監察監督官 塩原 哲朗  
電話 024(536)4602

**東電福島第一原発で廃炉作業を行う事業者及び福島県内で除染作業を行う事業者に対する監督指導結果について（平成 28 年）**

福島労働局（局長 島浦 幸夫）では、平成 28 年 1 月から 12 月までの間に実施した監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。監督指導において、労働基準関係法令の違反が認められた事業場に対しては、是正に向けた指導を行い、是正・改善状況の確認を行っています。

**監督指導結果の概要**

**1 廃炉作業を行う事業者に対する監督指導結果**（※詳細は資料 1、資料 2-1 参照）

- 監督実施事業者数 **348** 事業者  
うち労働基準関係法令違反があった事業者 **160** 事業者  
違反率 **46.0%**（安全衛生関係 **19.2%** 労働条件関係 **59.6%**）
- 違反件数 **273** 件  
安全衛生関係 **36** 件（元請の下請に対する指導、喫煙等の禁止等）  
労働条件関係 **237** 件（割増賃金の支払、賃金台帳の作成、労働条件の明示等）



**2 除染作業を行う事業者に対する監督指導結果**（※詳細は資料 1、資料 2-2 参照）

- 監督実施事業者数 **1,020** 事業者  
うち労働基準関係法令違反があった事業者 **586** 事業者  
違反率 **57.5%**（安全衛生関係 **47.0%** 労働条件関係 **71.2%**）
- 違反件数 **982** 件  
安全衛生関係 **497** 件（元請の下請に対する指導、除染電離健康診断結果の報告等）  
労働条件関係 **485** 件（割増賃金の支払、賃金台帳の作成、法定労働時間等）

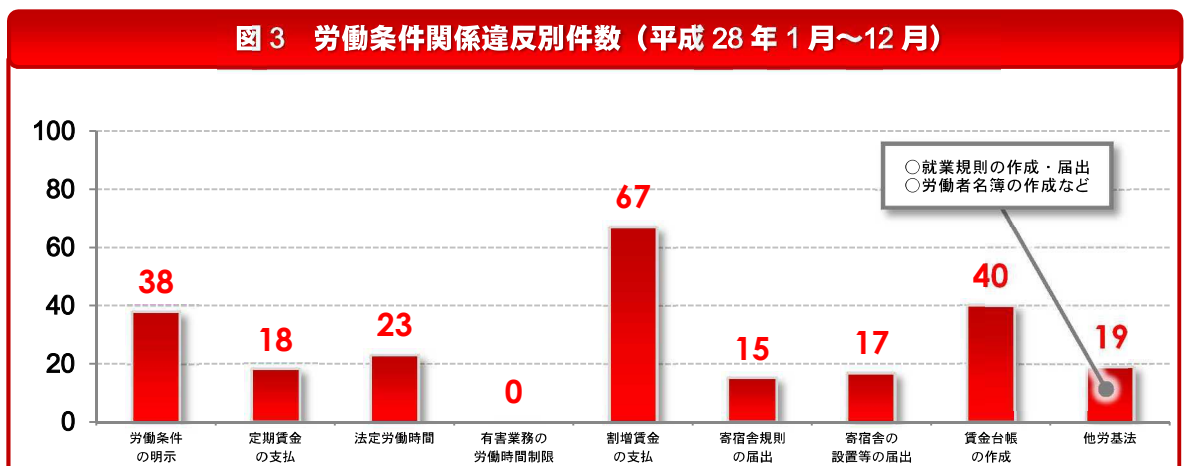
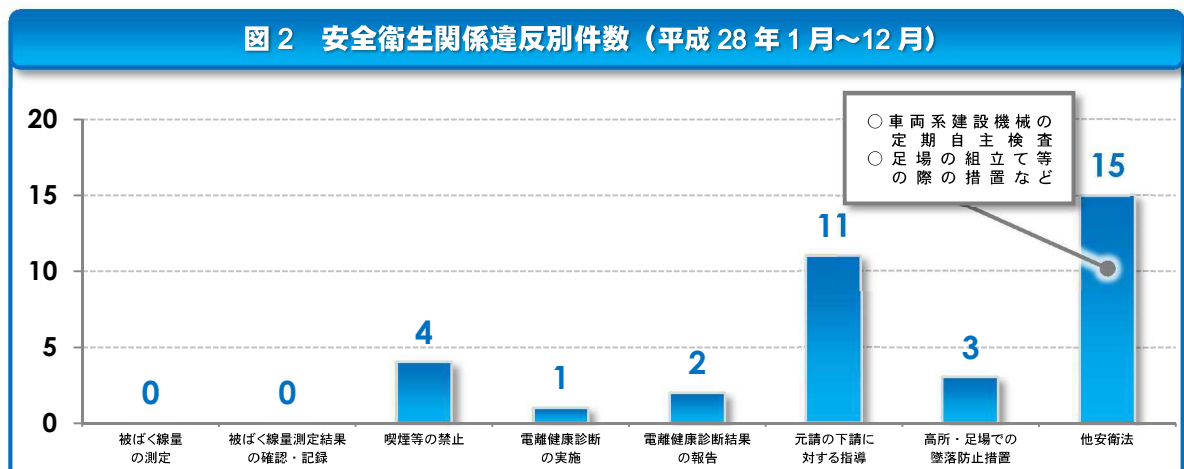
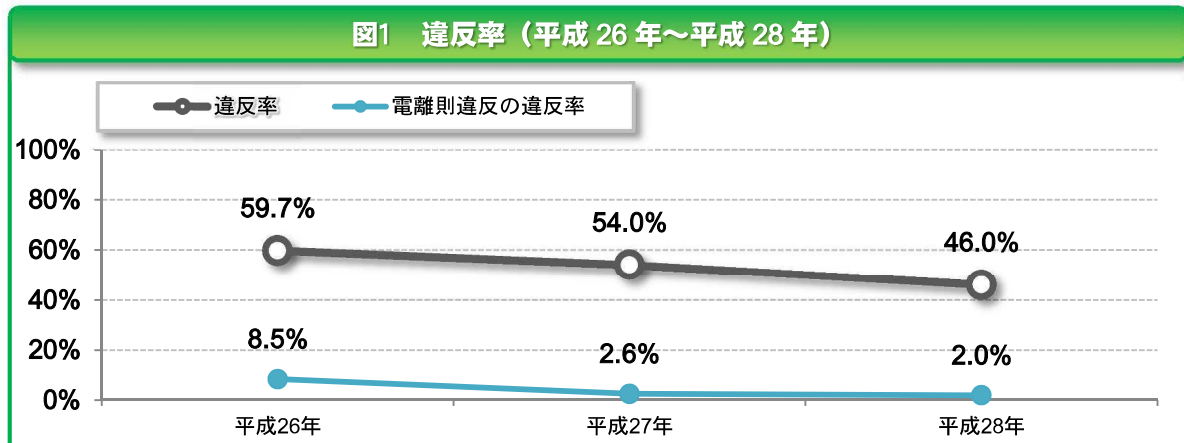


## 1 廃炉作業を行う事業者に対する監督指導結果（平成 28 年）

348 の事業者に対して監督指導を実施し、労働基準関係法令の違反が認められたのは 160 事業者で、違反件数は 273 件でした。（資料 2-1 表 1 参照。7 月～12 月では、監督指導 230 事業者、違反 107 事業者、違反件数 179 件）

安全衛生関係の違反率は 19.2%、労働条件関係の違反率は 59.6%、全体の違反率は 46.0%でした。（資料 2-1 表 1 参照。7 月～12 月では、安全衛生関係違反率 21.7%、労働条件違反率 57.1%、全体違反率 46.5%）

違反率、安全衛生関係違反別件数、労働条件関係違反別件数は、図1 から図3 のとおりです。



## 2 除染作業を行う事業者に対する監督指導結果（平成 28 年）

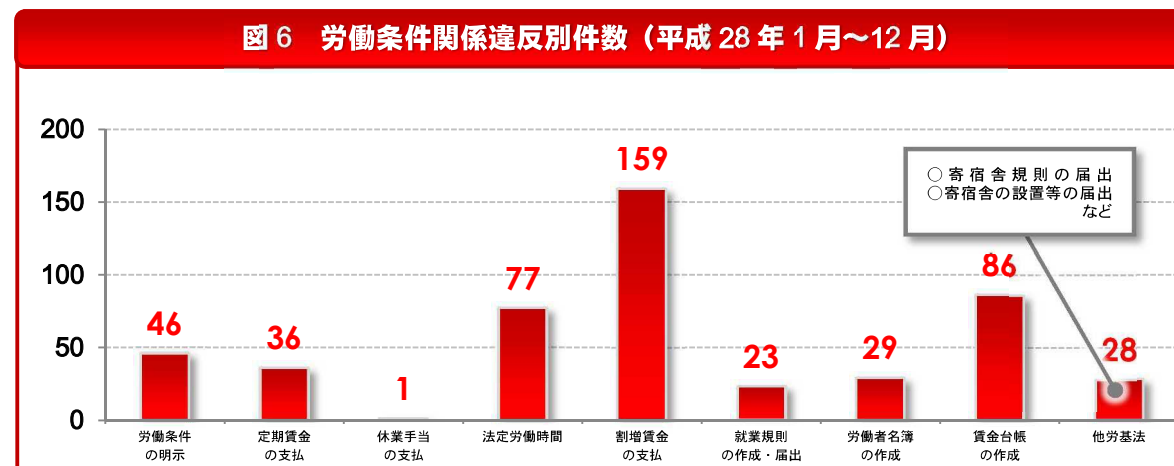
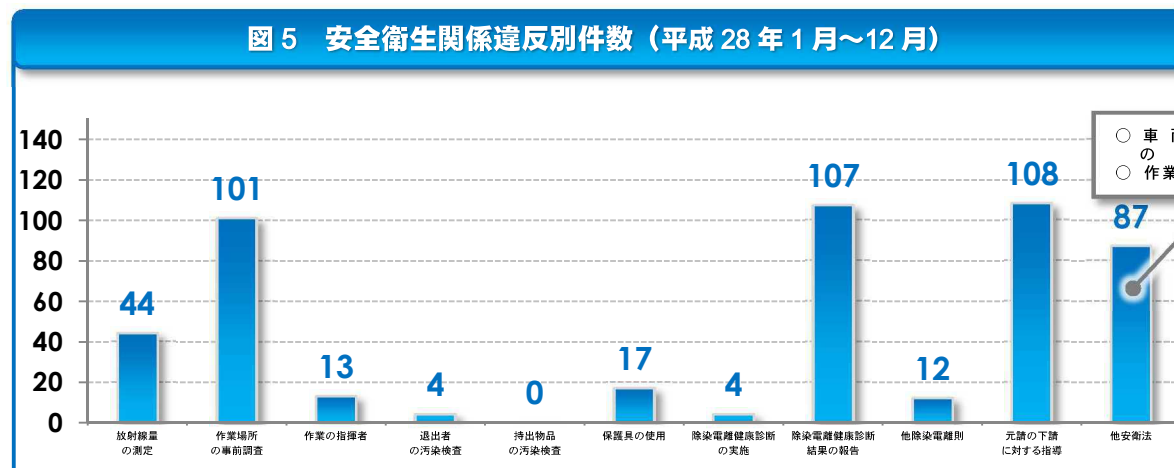
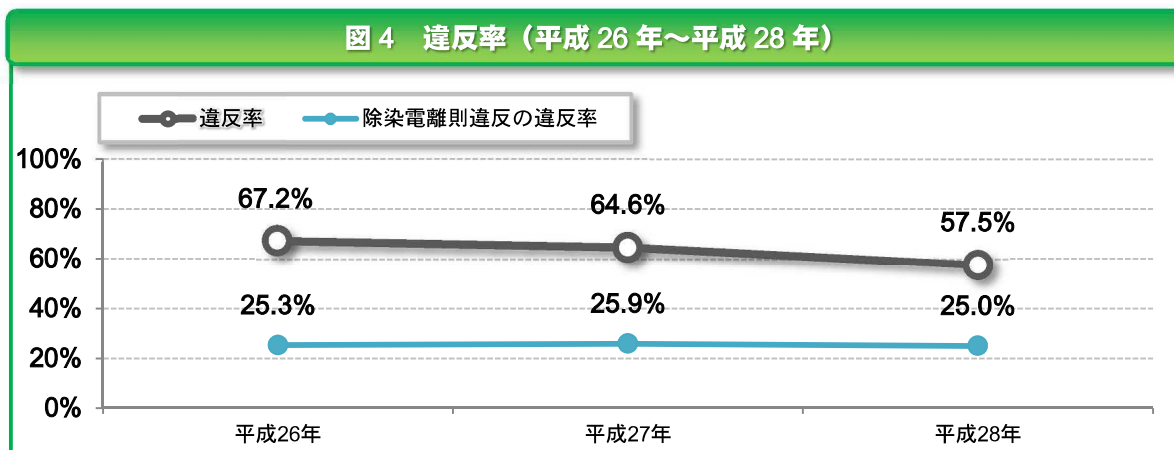
1,020 の事業者に対して監督指導を実施し、労働基準関係法令の違反が認められたのは 586 事業者、違反件数は 982 件でした。（資料 2-2 表 3 参照。7 月～12 月では、監督指導 514 事業者、違反 315 事業者、違反件数 566 件）

安全衛生関係の違反率は 47.0%、労働条件関係の違反率は 71.2%、全体の違反率は 57.5%でした。（資料 2-2 表 3 参照。7 月～12 月では、安全衛生関係違反率 47.2%、労働条件違反率 71.0%、全体違反率 61.3%）

違反率を発注機関別で見ると、国発注現場での違反率は 40.8%、市町村等発注現場での違反率は 73.5%でした。（資料 2-2 の表 5 参照。7 月～12 月では、国発注現場違反率 48.0%、市町村等発注現場違反率 74.0%）

安全衛生関係の違反率を元請別で見ると、福島県内に本社がある建設会社が元請の現場での違反率は 70.2%、福島県外に本社がある建設会社が元請の現場での違反率は 33.0%でした。（資料 2-2 の表 6 参照）

違反率、安全衛生関係違反別件数、労働条件関係違反別件数は、図 4 から図 6 のとおりです。



### 3 主な違反事例（平成 28 年7 月～12 月）

#### < 廃炉作業 >

##### (1) 安全衛生関係

- 元請の下請に対する指導（労働安全衛生法第 29 条）  
元請事業者は、下請事業者が法律に違反しないよう指導しなければいけないが、十分な指導をしていなかった。
- 喫煙等の禁止（電離則第 41 条の 2）  
管理区域内で労働者が飲食を行っていた。
- 高所での墜落防止措置（労働安全衛生規則第 519 条）  
高さが 2メートル以上の墜落の危険がある箇所で作業する労働者に、安全帯を使用させていなかった。
- 足場の組立て等の際の措置（労働安全衛生規則第 564 条）  
労働者に高さが 2メートル以上の箇所で足場を組み立てさせる際に、安全帯を安全に取り付けるための設備を設けていなかった。

##### (2) 労働条件関係

- 割増賃金の支払（労働基準法第 37 条）
  - ① 週 40 時間を超える時間外労働に対し、2 割 5 分以上で計算した割増賃金を支払っていないかった。
  - ② 時間外割増賃金単価の算定に際して、諸手当を含めずに計算していた。
  - ③ 午後 10 時から午前 5 時までの深夜労働に対し、2 割 5 分以上で計算した割増賃金を支払っていないかった。
- 賃金台帳の作成（労働基準法第 108 条）  
賃金台帳に労働時間数を記載していないかった。
- 労働条件の明示（労働基準法第 15 条）  
労働者を雇い入れる際、労働条件を記した書面（労働条件通知書）に、時間外労働の有無、賃金の支払方法等を記載していないかった。
- 法定労働時間（労働基準法第 32 条）
  - ① 時間外労働・休日労働に関する労使協定（36 協定）で定めた上限時間（3 か月 270 時間）を超える時間外労働を行わせていた（3 か月 287 時間。最長月 93.5 時間）。
  - ② 36 協定の締結・届出をせず、1 日 8 時間、1 週 40 時間を超える時間外労働を行わせていた。



## <除染作業>

### (1) 安全衛生関係

- 元請の下請に対する指導（労働安全衛生法第 29 条）  
元請事業者は、下請事業者が法律に違反しないよう指導しなければならないが、十分な指導をしていなかった。
- 除染電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）  
除染電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署に提出していなかった。
- 作業場所の事前調査（除染電離則第 7 条）  
除去対象土壌の放射能濃度を事前に調査していなかった。
- 放射線量の測定（除染電離則第 5 条）  
作業員の代表者に線量計を装着させて作業員全体の外部被ばく線量を測定していたが、代表者が現場を離れてしまったため正確な被ばく線量が測定されていなかった。

### (2) 労働条件関係

- 割増賃金の支払（労働基準法第 37 条）
  - ① 週 40 時間を超える時間外労働に対し、2 割 5 分以上で計算した割増賃金を支払っていないかった。
  - ② 時間外割増賃金単価の算定に際して、諸手当を含めずに計算していた。
  - ③ 時間外割増賃金単価の算定に際して、所定労働時間数が 7 時間であるところ、8 時間として計算していたため、単価が低くなっていた。
- 賃金台帳の作成（労働基準法第 108 条）  
賃金台帳に労働日数と時間外労働時間数を記載していなかった。
- 法定労働時間（労働基準法第 32 条）
  - ① 時間外労働・休日労働に関する労使協定（36 協定）で定めた上限時間（1 か月 42 時間）を超える時間外労働を行わせていた（1 か月約 80 時間）。
  - ② 36 協定の締結・届出をせず、1 週 40 時間を超える時間外労働を行わせていた。
- 労働条件の明示（労働基準法第 15 条）  
労働者を雇い入れる際、労働条件を記した書面（労働条件通知書）に、労働契約更新の基準を記載していなかった。

## 4 これまでの主な取組（平成28年）と今後の対応

### (1) 廃炉作業関連

#### ① 主な取組

- ア 東京電力に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（4月26日、6月9日）
- イ 元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月25日）
- ウ 元請事業者、一次下請事業者に対し、労働者の健康管理について指導会を開催  
(6月21日)
- エ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」への出席（6月3日、9月7日、12月7日。年4回開催）
- オ 廃炉事業者に対する法令遵守指導会を開催（8月、9月に延べ7回）
- カ 「廃炉・汚染水現地調整会議」への出席（毎月1回）

#### ② 今後の対応

廃炉作業を行う事業者に対し、関係法令や「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理のためのガイドライン」に基づき安全衛生対策の実施について、引き続き必要な指導を行います。

また、労働者の健康管理や労働条件に関する法令の周知を行うとともに、監督指導を実施して割増賃金の支払いなどの法令遵守の徹底を指導していきます。

### (2) 除染作業関連

#### ① 主な取組

- ア 福島環境再生事務所、福島県等に対し、「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」で事故防止を要請（4月26日）
- イ 発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月25日）
- ウ 福島県除染担当職員に対し、除染電離則等の説明会を実施（5月30日）
- エ 平成28年度第1回県市町村専門研修会、平成28年度福島県土木部専門研修会において除染電離則等を説明（5月30日、7月21日）
- オ 除染作業等遵法水準向上月間（6月）中、以下の取組を実施
  - (ア) 県内の労働基準監督署において、除染現場に対する集中監督
  - (イ) 福島労働局、福島労働基準監督署合同での除染現場パトロール
  - (ウ) 福島労働局、福島環境再生事務所、福島県合同での除染現場パトロール
- カ 「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」による国直轄地域の除染現場安全パトロールを実施  
(6月、9月)
- キ 福島県内建設工事関係者連絡会議の開催（7月22日）
- ク 福島労働局、環境省、福島県の三者で県内市町村の除染現場でパトロールを実施（年9回）

#### ② 今後の対応

引き続き除染作業を行う事業者に対し、関係法令や「除染作業等遵法水準向上総合対策」に基づき安全衛生対策の実施について必要な指導を行います。特に、地場店社が元請の除染現場については、重点的に指導を行います。

また、割増賃金の支払などの労働条件対策に関する監督指導についても法令遵守の徹底を指導していきます。

表 1 廃炉作業に係る監督指導実施状況

項目	期間	26年	27年	28年	
		1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
監督実施事業者数		236	309	230	348
違反事業者数		141	167	107	160
違反率 (%)		59.7%	54.0%	46.5%	46.0%
	安全衛生関係			21.7%	19.2%
	労働条件関係			57.1%	59.6%
違反件数		213	308	179	273
	安全衛生関係 ( )内は全件数に占める割合	75(35.2%)	62(20.1%)	20(11.2%)	36(13.2%)
	労働条件関係 ( )内は全件数に占める割合	138(64.8%)	246(79.9%)	159(88.8%)	237(86.8%)

表 2 廃炉作業に係る主な違反内訳 (資料3「関連法条文一覧」参照)

(1) 労働安全衛生法・電離則違反

条文 (安衛法)	条文 (電離則)	項目	期間	26年	27年	28年	
				1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
第22条	第8条	被ばく線量の測定		0	0	0	0
	第9条	被ばく線量測定結果の確認・記録		6	5	0	0
	第38条	適切なマスクの使用		2	0	0	0
	第39条	有効な保護具の使用		0	0	0	0
	第41条の2	喫煙等の禁止		0	0	4	4
第66条	第56条	電離健康診断の実施		0	1	0	1
第100条	第58条	電離健康診断結果の報告		13	2	0	2

(2) 労働安全衛生法・その他労働安全衛生法違反

条文 (安衛法)	条文 (安衛則)	項目	期間	26年	27年	28年	
				1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
第20条	第158、164条他	車両系建設機械の作業安全		3	4	0	0
	第519、563条他	高所・足場での墜落防止措置		0	7	2	2
第31条	第653、655条			0	6	1	1
第29条	—	元請の下請に対する指導		22	20	6	11
第45条	第167、168条他	車両系建設機械やフォークリフトの定期自主検査		3	5	0	2
	その他	足場の組立て等の際の措置等		26	12	7	13

(3) 労働基準法違反

条文	項目	期間	26年	27年	28年	
			1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
第15条	労働条件の明示		14	39	31	38
第24条	(主な内訳) ※ ・労使協定の締結なく、親睦会費や寮費・食費等を賃金から控除していたもの ・特殊健康診断や内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていないかったもの	定期賃金の支払	11	22	13	18
			7	9	8	13
			3	3	1	1
第26条	休業手当の支払		0	8	1	1
第32条	法定労働時間		7	28	13	23
第36条	有害業務の労働時間制限		3	0	0	0
第37条	割増賃金の支払		81	89	50	67
第89条	就業規則の作成・届出		3	5	7	10
第95条	寄宿舎規則の届出		2	0	7	15
第96条の2	寄宿舎の設置等の届出		0	0	8	17
第107条	労働者名簿の作成		2	4	4	4
第108条	賃金台帳の作成		13	42	23	40
その他	法定休日の取得等		2	9	2	4

※「主な内訳」の各項目にそれぞれ違反がある場合は重複計上しており、また「主な内訳」以外にも違反の態様があるため、「定期賃金の支払」の件数と「主な内訳」の件数の合計は一致しない。

表 3 除染作業に係る監督指導実施状況

項目	期間	26年	27年	28年	
		1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
監督実施事業者数		1,152	1,299	514	1,020
違反事業者数		774	839	315	586
違反率 (%)		67.2%	64.6%	61.3%	57.5%
	安全衛生関係			47.2%	47.0%
	労働条件関係			71.0%	71.2%
違反件数		1,697	1,586	566	982
	安全衛生関係 ( )内は全件数に占める割合	799(47.1%)	895(56.4%)	245(43.3%)	497(50.6%)
	労働条件関係 ( )内は全件数に占める割合	898(52.9%)	691(43.6%)	321(56.7%)	485(49.4%)

表 4 除染作業に係る主な違反内訳 (資料3「関連法条文一覧」参照)

## (1) 労働安全衛生法・除染電離則違反

条文 (安衛法)	条文 (除染電離則)	項目	期間	26年	27年	28年	
				1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
第22条	第5条	放射線量の測定		97	92	18	44
	第7条	作業場所の事前調査		145	122	74	101
	第9条	作業の指揮者		3	24	3	13
	第14条	退出者の汚染検査		18	18	2	4
	第15条	持出物品の汚染検査		12	15	0	0
	第16条	保護具の使用		38	47	9	17
第59条	第19条	除染業務特別教育の実施		5	6	1	1
第66条	第20条	除染電離健康診断の実施		26	18	1	4
第100条	第24条	除染電離健康診断結果の報告		75	87	45	107
	その他	喫煙等の禁止等		45	41	5	11

## (2) 労働安全衛生法・その他労働安全衛生法違反

条文 (安衛法)	条文 (安衛則)	項目	期間	26年	27年	28年	
				1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
第20条	第155条	車両系建設機械の作業計画		8	11	3	8
	第158、164条他	車両系建設機械の作業安全		28	29	5	13
	第519、563条他	高所・足場での墜落防止措置		22	19	1	6
第31条	第653、655条			7	13	1	5
第29条	—	元請の下請に対する指導		146	182	49	108
第45条	第167、169条の2	車両系建設機械の定期自主検査		9	12	4	8
第23条	第540条	安全通路		4	4	0	4
	その他	安全衛生責任者の職務等		111	155	24	43

## (3) 労働基準法違反

条文	項目	期間	26年	27年	28年	
			1月～12月	1月～12月	7月～12月	1月～12月
第15条	労働条件の明示		121	102	25	46
第24条	定期賃金の支払 ※		88	56	28	36
	(主な内訳) ※ ・労使協定の締結なく、親睦会費や寮費・食費等を賃金から控除していたもの ・特殊健康診断や内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていないもの		54	33	17	24
			25	16	6	6
第26条	休業手当の支払		31	4	0	1
第32条	法定労働時間		145	93	53	77
第37条	割増賃金の支払		238	219	107	159
第89条	就業規則の作成・届出		61	52	13	23
第107条	労働者名簿の作成		56	36	17	29
第108条	賃金台帳の作成		111	90	59	86
その他	寄宿舎規則の届出、寄宿舎の設置等の届出等		47	39	19	28

※「主な内訳」の各項目にそれぞれ違反がある場合は重複計上しており、また「主な内訳」以外にも違反の態様があるため、「定期賃金の支払」の件数と「主な内訳」の件数の合計は一致しない。



表 5 除染作業に係る監督指導実施状況（発注機関別）

	平成27年		平成28年			
	1月～12月		7月～12月		1月～12月	
	国発注	市町村等発注	国発注	市町村等発注	国発注	市町村等発注
監督実施事業者数	649	650	252	262	500	520
違反事業者数	341	498	121	194	204	382
違反率（%）	52.5%	76.6%	48.0%	74.0%	40.8%	73.5%
安全衛生関係			20.3%	70.1%	23.0%	69.9%
労働条件関係			74.8%	66.7%	71.2%	71.3%
違反件数	636	950	238	328	352	630
安全衛生関係（ ）内は全件数に占める割合	301(47.3%)	594(62.5%)	68(28.6%)	177(54.0%)	135(38.4%)	362(57.5%)
労働条件関係（ ）内は全件数に占める割合	335(52.7%)	356(37.5%)	170(71.4%)	151(46.0%)	217(61.6%)	268(42.5%)

表 6 除染作業に係る安全衛生関係監督指導実施状況（元請別）

	平成28年	
	1月～12月	
	福島県内に本社がある建設会社が元請	左記以外の会社が元請
監督実施事業者数	255	421
違反事業者数	179	139
違反率（%）	70.2%	33.0%
違反件数	214	181